

原爆被爆者 介護保険サービス等利用助成制度について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年十二月十六日法律第百十七号）
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成十二年健医発第四七五号）
原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成十二年健医発第四七六号）

原爆被爆者の方が、該当する介護保険サービスを利用した場合、介護保険利用限度額の範囲内で自己負担分を公費で助成する制度です。

★利用者の「被爆者健康手帳」の提示による確認をお願いします。

★ただし、『訪問介護・旧介護予防訪問介護又は第1号訪問事業（サービス種類コードA1及びA2）』は、低所得者（※）の方のみ対象です。「被爆者健康手帳」とともに、県知事が発行した「山口県被爆者訪問介護等利用助成受給者証」の提示による確認をお願いします。

※低所得者とは、世帯の全員が所得税を課税されていない方をいいます。

(注1) 受給者証の交付は事前に申請手続きが必要です。

(注2) 受給者証は毎年更新です。

対象者には、6月初旬に更新の手続きについて案内文書を送付します。

受給者証

被爆者訪問介護等利用助成受給者証			
令和6年〇月〇日交付			
負担者番号	19356013	受給者番号	〇××××××
氏名	医務 花子	性別	女
住所	山口市〇町△丁目		
生年月日	昭和□年△月◇日		
介護保険保険者名	山口市	要介護度	要介護2
介護保険被保険者番号			
適用年月日	令和 6年 7月 1日から		
有効期限	令和 7年 6月30日まで		
発行機関名及び印			
山口市滝町 1-1 山口県知事 ○ ○ ○			

山口県
知事

介護保険サービス一覧

○医療系サービス（公費負担法別番号:19）

●福祉系サービス（公費負担法別番号:81）

〈注〉山口県国民健康保険団体連合会への介護保険請求の際は、「●福祉系サービス」については、公費負担法別番号を「81」に読み替えて御請求ください。

サービス種別	サービス名	助成等
居宅サービス	【訪問サービス】 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所療養介護	対象
	【訪問サービス】 ●訪問介護 「被爆者訪問介護等利用助成受給者証」の提示が必要	対象 （低所得者に限る）
	【通所サービス】 ●通所介護（デイサービス） 【短期入所サービス】 ●短期入所生活介護（ショートステイ）	対象
	【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 	対象外
介護予防サービス	【訪問サービス】 ○介護予防 訪問看護 ○介護予防 訪問リハビリテーション ○介護予防 居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○介護予防 通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防 短期入所療養介護	対象

サービス種別	サービス名	助成等
介護予防サービス	【訪問サービス】 ●旧介護予防訪問介護及び第1号訪問事業 (旧介護予防訪問介護相当分のみ) <u>「被爆者訪問介護等利用助成受給者証」の提示が必要</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対 象</div> (低所得者に限る)
	【通所サービス】 ●旧介護予防通所介護及び第1号通所事業 (旧介護予防通所介護相当分のみ) 【短期入所サービス】 ●介護予防 短期入所生活介護 (ショートステイ)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対 象</div>
	【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防 訪問入浴介護 ・ 介護予防 特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防 福祉用具貸与 ・ 特定介護予防福祉用具販売 	対象外
	【地域密着型介護予防サービス】 ●介護予防 認知症対応型通所介護 ●介護予防 小規模多機能型居宅介護 ●介護予防 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (令和3年4月からのサービス)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対 象</div>
	施設サービス	○介護老人保健施設 (入所) ○介護医療院 (入所) ○介護療養型医療施設 (入院) (療養病床)
●介護老人福祉施設 (入所) (特養)		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対 象</div>
地域密着型サービス	●地域密着型通所介護 ●認知症対応型通所介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (平成25年4月からのサービス) ●複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) (平成25年4月からのサービス) ●認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (令和3年4月からのサービス)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対 象</div>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 	対象外
その他	・ 住宅改修費	対象外

原爆被爆者関係各種申請手続きの連絡先

◆被爆者の方の住所地の健康福祉センター（保健所）へ

住 所 地	保 健 所	所 在 地	電 話 番 号
岩 国 市 和 木 町	岩国環境保健所 (岩国健康福祉センター)	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	(0827) 29-1523
柳井市・上関町 田布施町・平生町 周防大島町	柳井環境保健所 (柳井健康福祉センター)	〒742-0031 柳井市南町3-9-3 柳井総合庁舎1階	(0820) 22-3631
下 松 市 光 市 周 南 市	周南環境保健所 (周南健康福祉センター)	〒745-0004 周南市毛利町2-38	(0834) 33-6425
山 口 市	山口環境保健所 (山口健康福祉センター)	〒753-8858 山口市吉敷下東 3-1-1	(083) 934-2531
防 府 市	防府保健所 (山口健康福祉センター)	〒747-0801 防府市駅南町 13-40	(0835) 22-3740
宇 部 市 美 祢 市 山陽小野田市	宇部環境保健所 (宇部健康福祉センター)	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 宇部総合庁舎2階	(0836) 31-3202
長 門 市	長門環境保健所 (長門健康福祉センター)	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	(0837) 22-2811
萩 市 阿 武 町	萩環境保健所 (萩健康福祉センター)	〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1	(0838) 25-2669
下 関 市	下関市立下関保健所	〒750-8521 下関市南部町1-1	(083) 231-1935

令 5 医 務 保 険 第 1 5 0 1 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 2 8 日

各介護保険施設等の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

広島の「黒い雨」に遭われた方に対する被爆者健康手帳の
申請手続に係る周知について

平素より、本県の被爆者援護業務に御配意をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、広島「黒い雨」に遭った方への被爆者健康手帳の交付については、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」(令和 4 年 3 月 1 8 日付け健発 0 3 1 8 第 8 号厚生労働省局長通知)により、令和 4 年 4 月 1 日から制度の運用が開始されております。

既に運用開始から約 2 年が経過していますが、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような事情にある方々へ一人でも多く周知が図られるよう取り組む必要があります。

つきましては、リーフレットを添付いたしますので、施設内に掲示するなど広く周知していただくとともに、サービス利用者等から被爆者健康手帳の申請について相談があった場合には、お住いの地域を所管する保健所に連絡いただくよう御案内をお願いいたします。

なお、別添リーフレットについては、医務保険課ホームページ

(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/life/130922_427246_misc.pdf)
にも掲載していますので、念のため、申し添えます。

医療指導班 担当：藤 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939

(白紙)

広島「黒い雨」に遭われた方へ

一定の要件を満たすと認められる方は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。



「黒い雨」に遭ったと思われる方は、被爆者健康手帳の交付申請をしてください。
申請書・診断書の様式は、裏面の申請先・問い合わせ先でお渡します。

新たに被爆者健康手帳を受け取るための要件は次の2つです。

要件① 広島「黒い雨」に遭ったこと

- 「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが2021年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること。
- ※ 要件に該当するかどうかは、必要に応じて広島「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）を求め、個別に審査します。
- ※ ご家族から「黒い雨」に遭ったと言われた記憶があるが、ご自身が「黒い雨」に遭ったかどうかは分からない場合など、手帳交付の対象になるか不明なときは、ご相談ください。

～広島「黒い雨」～

広島に投下された原子爆弾による「黒い雨」については、広島原爆戦災誌に、次のように記録されています。

しゅうりゅう
驟雨(黒い雨)

被爆当日は、終日、巨大な塔状の積乱雲が発達した。その黒雲は、爆発後二〇分ないし三〇分から、つぎつぎと北北西方へ移動していき、午前九時から午後四時ごろの間にわたって「驟雨現象」を起した。

驟雨(にわか雨)は、市中心部では軽く、西部(己斐・高須方面)と北部(可部方面)では土砂降りの豪雨となった。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。
- ※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

◇ 11種類の障害を伴う一定の疾病

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺炎、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | |

手続きの流れ

申請

お住まいの市町を管轄する保健所（健康福祉センター）に、被爆者健康手帳の交付申請を行います。

・申請様式は、山口県のものを使用してください。

・申請には、次の関係書類の添付が必要となります。

〔 ・ 「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）
・ 障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる診断書（必須） 〕

・必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

審査

山口県が、申請内容について要件に該当するかどうか審査します。

・申請内容確認の為、審査には一定の時間を要します。

結果

山口県が、申請者に審査結果を通知し、要件に該当する方に被爆者健康手帳を交付します。

■ 健康管理手当の申請を同時に行うことが可能です。

- ・支給対象は、現在、障害を伴う一定の疾病（白内障の手術歴（眼内レンズ挿入者）のみの場合は除きます）にかかっている方です。
- ・申請内容について、都道府県（広島市・長崎市は市）において、認定審査が行われます。（審査には一定の時間を要します。）
- ・健康管理手当の申請が認められた場合、申請日の翌月分から手当支給開始になります。（2023年度の手当額は35,760円／月です。）
- ・同時申請を行い、健康管理手当の申請書に診断書を添付した場合、被爆者健康手帳の交付申請書への診断書の添付は不要です。

申請先・問い合わせ先

岩国環境保健所	(0827) 29-1523
柳井環境保健所	(0820) 22-3631
周南環境保健所	(0834) 33-6425
山口環境保健所	(083) 934-2531
防府保健所	(0835) 22-3740
宇部環境保健所	(0836) 31-3202
長門環境保健所	(0837) 22-2811
萩環境保健所	(0838) 25-2669
下関市立下関保健所	(083) 231-1935
山口県庁医務保険課	(083) 933-2820